病児保育事業利用決定通知書(兼契約書)

______(以下、保護者といいます)と、企業主導型保育 KOJIKA KIDS (以下、当園といいます)は、令和 年 月 日付けの病児保育事業利用申込書に基づき 当園を利用する児童 に係る病児保育事業について以下の通り利用を決定し、契約を締結しました。

第一条(契約の目的)

当園は、児童福祉法、保育所保育指針、家庭的保育事業ガイドライン、認可外保育施設指導 監督基準の趣旨に従い、児童が安心して生活できる保育を提供し、保護者は、当園に児童の 保育に対する料金を支払います。

第二条(保育の場所)

保育の提供場所は、東京都板橋区高島平 2-28-6-102 企業主導型保育「KOJIKA KIDS」 とします。

第三条(保育の内容)

- 1) 当園は、児童福祉法、保育所保育指針、家庭的保育事業ガイドライン、認可外保育施設 指導監督基準に沿って必要な保育を提供します。
- 2)保育対象は、満1歳になる誕生日の初日から満5歳になって最初の三月末日を原則とします。
- 3) 病児保育は、児童が病気の「回復期に至らない」場合であり、かつ、当面の症状の急変がない場合において、当該児童を専用の部屋で一時的に保育します。

第四条(保育の記録)

- 1) 当園は、児童の保育内容を記載した諸記録を作成し、当園で定める必要年数の間これを保管いたします。なお、保管期間終了後は、シュレッダー等を利用して破棄いたします。
- 2) 保護者は、保護者が養育する児童の前項の記録について、当園の運営に支障のない範囲で閲覧することができます。

第五条(申し込み手続き)

- 1) 当園へ申し込みした結果、利用決定通知を受領した保護者は、当園の利用開始に必要な書類を作成し、当園へ提出します。
- 2) 当園は、保護者が提出した書類に不備がある場合は、児童の利用を断ることができます。 第六条(契約期間)

契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日となります。 第七条(保育時間)

月曜日から金曜日 9時から17時(祝日および12月29日から1月3日を除く)とします。 第八条(料金)

1) 保護者は当園による保育の対価として、以下に定める料金を当園に支払うものとします。

- (ア)登録手数料 2000円(初回利用時のみ)
- (イ) 基本料金 4500 円 (4 時間) 以降 1000 円/1 時間
- (ウ) 食事・おやつ代 500円
- (エ)紙おむつおよびおむつ処分費・寝具・おしぼり・タオルレンタル代 500円
- (オ) 利用のキャンセルは前日10時までとし、その期間外の場合は基本料金を支払うものとします。

第九条(料金の支払い)

利用料金の支払いは、利用日降園時に現金で支払うものとします。

第十条(契約の解除)

- 1) 保護者は、以下に該当する場合、書面により当園に通知することにより、この契約を解除することができます
- (ア) 当園が正当な理由なく、児童の保育を拒絶した場合
- (イ) 当園が守秘義務に反した場合
- (ウ) 当園が法令等の社会的義務に反した場合
- (エ) 当園が児童または保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- (オ) 当園が破産した場合
- 2) 当園は、閉所や休所などやむを得ない事情がある場合、保護者に対して必要な予告期間をおいて文書で明示し、口頭で説明したうえでこの契約を解除することができます
- 3) 当園は以下に該当する場合、書面にて保護者に通知することにより、この契約を解除することができます
- (ア) 保護者が本契約第八条に定める料金の支払いをせず催告期間(30 日間)を経過しても 支払いがない場合
- (イ)保護者が当園の施設および当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の園児、保 護者施設利用者に対して重大な背信行為を行った場合
- (ウ) その他、(ア)(イ)以外に、当施設長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが児童の健やかな成長を妨げると判断した場合

第十一条(秘密保持)

- 1) 当園および当園に従事する職員は、本契約に基づく業務におけるやりとりで知り得た 児童、保護者およびその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可 なく第三者への提供は致しません。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いと します。
- 2) 当園は、保育所の運営管理において、個人情報の安全管理に努め不注意・過失による情報の漏洩、紛失、滅失がないようにします。個人のプライバシー侵害がないように配慮し、適切安全に管理します。

第十二条(緊急時の対応)

- 1) 当園は、保育中の児童の状態により、当園での保育が困難な場合や 37.8°C以上の熱がある場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡し、お迎えを要請します。
- 2) 保育中に児童が怪我をした場合は、職員が保護者に対して説明を行います
- 3)保育中に児童が重大な事故、重篤な状況になった場合、保護者に早急にお迎えを要請するとともに、緊急対応に必要な関係部所(救急病院、行政等)にも連絡し、連携をして対処します。

第十三条(損害賠償)

当園は、保育の提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により児童の生命、身体に損害を 及ぼしたときは、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償しま す。

第十四条(相談・苦情の対応)

当園は、社会福祉法人こじか福祉会福祉サービス苦情相談・解決に関する実施要網に基づき 相談・苦情の対応窓口を設置し、保育に関する相談・事業全般にかかる要望、苦情等に対し て当園の運営に関して合理的な範囲で、誠実かつ、迅速に対応します。

第十五条(裁判管轄)

この契約にあたり、やむを得ず訴訟を行う場合は、東京簡易裁判所および東京地方裁判所を 管轄裁判所とします。

第十六条(重要事項説明の確認)

本契約の締結にあたり、当園は保護者に対し、利用に際しての事項を定めた書類および説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

本契約成立の証に、保護者および当園が記名のうえ、各々その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

保護者

住所 〒 –

氏名

施設名 企業主導型保育 KOJIKA KIDS

運営者 社会福祉法人こじか福祉会

住所 〒175-0082

東京都板橋区高島平 2-28-6-102

電話 03-6281-0271

理事長 川﨑利洋 印

施設長 菊地玲子 印